

北郷東町内会会則(その2)

ー 前号からのつづき ー

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

・ 会長 1名 ・ 副会長 若干名 ・ 監事 2名

・ 部長 8名 ・ 副部長 若干名

(役員を選出)

第8条 会員から、会長、副会長、監事及び部長の各役員を役員選考委員会において選出し、総会に諮り承認を得なければならない。

※役員は役員選考委員会で選出することとなっている。役員選考委員会の規定は第25条で定めている。

2 副部長の選出は、各部長が適任者を会長に推薦して、会長の任命を受けなければならない。

※役員である副部長は、各部長が推薦することとなっている。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、欠員補充の場合はその残任期間とする。

2 役員は、辞任又は任期満了の後においても後任者が就任するまでは、その職務を行うこととする。

(役員任務)

第10条 本会の役員任務を次の通り定める。

(1) 会長は、本会会務の総括の任にあたる。

(2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、会務の総括を代行するとともに、各部の業務を適時に分担し、適正且つ円滑なる事業推進の任にあたる。

(3) 部長は、第6条に規定する業務の総括の任にあたる。

(4) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは業務代行

(5) 監事は、次に掲げる業務を行う。

ア 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

イ 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。

ウ 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見した時は、それを総会に報告すること。

エ 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会を招集すること。

(顧問・相談役)

第11条 本会に、顧問、相談役を置くことができる。

ただし、会長は役員会に諮り、3分の2以上の同意を得て、委嘱するものとする。

(区役員)

第12条 各区は、次の役員を選出する。その任期は1年とし、欠員補充の場合はその残任期間とする。ただし、本稿規定は、各区の会則等による役員選出等の規定を妨げるものではない。

・ 区長 1名 ・ 副区長 1名 ・ 区女性代表 1名 ・ 班長 各区の班相当人員

(区役員任務)

第13条 区役員任務を次の通り定める。

(1) 区長は、町内会の業務に参画の他、区内の業務を総括する。

(2) 副区長は、区長を補佐し区長に事故あるときは、区内業務の総括を代行する。

(3) 区女性代表は、区内の業務に参画の他、第6条に規定する女性部の業務に参画し援助と協力をする。

(4) 班長は、区内の業務に参画の他、班内業務を総括する。

(会議)

第14条 総会は、本会の最高議決機関であり、会員のみをもって構成する。

2 定期総会及び臨時総会は、会員総数の過半数の出席者(委任状提出者を含む)をもって成立する。

3 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

(1) 会長が認めたとき。

(2) 会員総数の3分の1以上の要求があったとき。

(3) 第10条第5号エの規定により監事から開催の請求があったとき。

4 三役・部長会、役員会等は必要の都度、会長が招集する。

5 各議事の決定は出席者の過半数をもって成立する。

(総会の委任)

第15条 総会においてあらかじめ通知された事項について書面をもって表決を明らかにし、又は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(総会の決議事項)

第16条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業報告・決算報告の承認

(2) 事業計画・予算の承認

(3) 資産の管理状況の承認

(4) 会則の改正

(5) 役員を選任

(6) 地方自治法第260条の2に定める許可に関する事

(7) その他本会の重要事項に関する事



今年度の総会。基本的には書面表決で実施

ツリローズ

町内会を知ろう

③

3回目は、前号に続いて会則を掲載します。町内会運営の基になるものですので、文字ばかりで見にくいですが、全て掲載しました。ぜひ確認してみてください。

(総会議事録)

第17条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の結果の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び議事録署名人二人以上が署名押印しなければならない。

(資産の構成)

第18条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録の資産

(2) 会費

(3) 寄付金

(4) 活動に伴う収入

(5) 資産から生ずる果実

(6) その他の収入

(資産の管理)

第18条の2 本会の所有する資産に関する収入及び支出については、必要あるときは、特別会計を設けることができる。

2 前項の規定により特別会計を設けるとき、又は、資産を取得し、若しくは処分するときは、総会の議決を経なければならない。

(経費)

第19条 本会運営に係る経費は、会員及び賛助会員の会費若しくは寄付金又は事業収益金をもって充てる。

(会費)

第20条 本会の会費を次の通り定める。

(1) 会員は、1世帯月額500円とする。

ただし、500円の内、150円は除排雪対策費(特別会計)とする。

(2) 賛助会員は、月額1万円とする。

(3) 脱会又は退会した場合における既納会費については原則として還付は行わない。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日迄とする。

(表彰・弔慰)

第22条 本会会則第4条に規定する目的に添う功績のあった会員等には、役員会に諮り表彰することができる。

2 本会会員に弔慰の事実が生じたときは、別に定める施行細則により対処する。

(会則の変更)

第23条 本会会則の改廃は、総会において会員総数の3分の2以上の議決を得て、かつ札幌市長の許可を受けなければ変更することができない。

※認可地縁団体のため、会則の改正などについては、札幌市長への報告・許可が必要となります。

(解散及び残余財産処分)

第24条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

(役員選考委員会)

第25条 本会会則第8条の規定に基づく、役員選考委員会は、役員選考委員(以下「委員」という。)9名をもって構成する。

2 委員の構成内訳は、区長から6名と役員から3名とする。

※9名のうち6名が区長となっている。

3 委員の選出は、区長は区長会議において、又、役員は会長が推薦した者とする。

4 会長は、委員を委嘱しなければならない。

(その他)

第26条 本会会則に定めるもののほか、業務運営等の関連において必要とする事項については、役員会の議決を要する。また特別委員会の設置についても、役員会の議決を要するものとする。

(附則)・・・省略